



～ なるほど納得！ ～

かかりつけ薬剤師



平成28年4月より新たにスタートしました「かかりつけ薬剤師」制度とは
どういうものか、どう活用すればいいのかをご紹介します。

かかりつけ薬剤師
制度とは？



患者さまに薬剤師を指名していただく
ことにより、毎回同じ薬剤師が「かか
りつけ薬剤師」として担当し、薬や健
康の相談パートナーを持つことができ
る制度です。普段から何でも相談でき
る「かかりつけ薬剤師」を一つ決めて
おくことをお勧めします。

もっと身近に「かかりつけ薬剤師」にご相談ください

1

全ての薬を一カ所で
まとめて把握・管理

薬を安全・安心に使用していただくために服用中の処方薬や市販薬、サプリメント、健康食品などを全て把握し、重複した薬が処方されていないか、薬が効いているか、副作用はないか、薬同士、薬と食品の飲み合わせに問題はないかなど継続的に確認します。

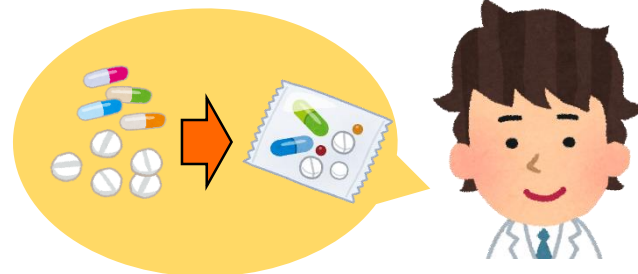


2

体調変化の確認や
薬の整理をサポート

薬をお渡しした後も患者さんの状態（薬の効果や体調変化など）を確認し、必要に応じて医療機関への連絡も行います。

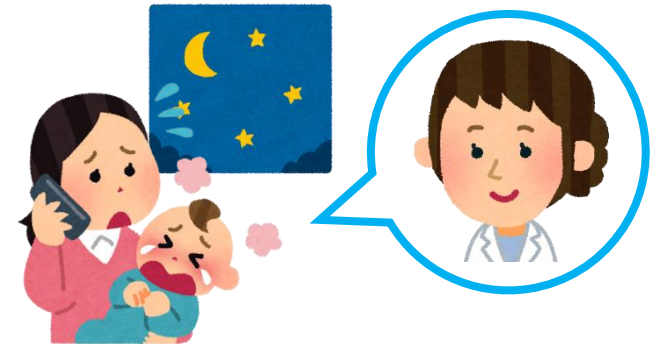
また、薬が余っている場合、薬局にお持ちいただければ整理し、飲み忘れを防ぐ工夫などを提案します。必要に応じてご自宅に伺い、薬の整理・確認を行うこともあります。



3

夜間・休日対応
いつでもご相談

夜間、休日など薬局が閉まっている時間帯でも、薬や健康維持に関するご相談を承ります。また、医師の指示により在宅医療もサポートいたします。



かかりつけ
薬剤師

※当薬局では、このバッジを付けている薬剤師が目印です。「かかりつけ薬剤師」としてご指名ください。同意書に署名していただき、次回から担当させていただきます。